

建設課長の対応

「知ってどうなさるつもりですか？」
「ただ知りたいだけと言うなら、
今後はお止めください」

(町政問題に関する資料請求に対して)

建設課長との応酬の要約

(一部、貼り付けの間違ひのため再掲)

- ①、条例・リブロック・DINS が添付した図書名の開示請求
- ②、町の回答（全て開示しない）・・情報公開条例を根拠。
- ③、「条例」と「リブロック」のものなら、情報公開条例違反ではないと指摘、主張。
- ④「すでに説明済み」「知ってどうする」「ただ知りたいだけなら、今後やめてくれ」と主張し、私が「条例」と「リブロック」のものなら、情報公開条例違反ではないとの主張に対して、反論、説明はなし。
なぜ、③のとき、私の主張・指摘に対して、一切の説明をせずに、いきなり、「すでに説明済み」「知ってどうする」「ただ知りたいだけなら、今後やめてくれ」と主張したのか。
これが長いメールの応酬になったのだ。

⑤私は、この課長の対応は、傲慢で、民主主義的対応ではないということに気づいて欲しいと思いました。

それで、「由(よ)らしむべし知(し)らしむべからず」という言葉を送りました。町民の（国民の）疑問や要求に誠実に応えることのできる民主的な能吏になることを期待して、実際に存在した権力につながる吏員がいたことをふまえ、少なくとも、質疑のやりとりの途中で、「すでに説明済み」「知ってどうする」「ただ知りたいだけなら今後やめてくれ」などと言う課長自身の間違ひを気づいて欲しくて贈った言葉です。

⑦塩谷課長からの⑥の「さらなる同義反復の質問」です。

私の訴えが、伝わっていないように感じて、「私の調査の仕方」について「そうしたことを一步一步、疑問を解決しながら行くことが、私の調査」です。それで、本来、答える必要のない質問にも、「（回答）現時点では何も言えない。理由は説明のとおりです。」「（回答）それもわかりません。いま抱えている「疑問」の解決の結果、言えることです。」と答えました。今までの体験上、問題点を明確にしていくプロセスを説明し理解を求めたのです。

- ⑦「戦線を拡大しないで」と要請。また「（課長の回答は）質疑の流れを崩す回答だ」と指摘。そして、議論の流れを整理するよう要請。
- ⑧「問題はそこだ」との塩谷課長の指摘。私の「知りたい」という私の欲求を否定。町が予め予想できる質問を求める。
- ⑨ 塩谷課長の感覺的（主観的）が、重要で「数字」の重要性を否定。
- ⑩さっぱり、話が伝わらない、と実感。
私の期待が無意味であること。塩谷課長のさらなる「質問と意見」を読んで驚きました。
極めつけは、「こういうこと（質問・資料請求）をお止めください」と要求し我々に仕事をさせてくださいと主張。
あたかも、私が仕事の妨害者であるかのような言い分。
- ⑪「この件に関して、塩谷さんには回答を求めませんので、これで打ち切ります。」と通告。
町民や議員の疑問や意見に誠実に対応するのが、公務員たる自分の仕事であることがわかっていない。
「相手を見て法を説け」という言葉を改めてかみしめたこと。

①塩谷建設課長 様

吉岡依頼 (8/10)

おはようございます。お願いがあります。
7月21日に行なわれた全員協議会での説明資料(別紙資料3)の中の4月2日分の説明文中に①②③の言葉がありました。

- ①「申請書に添付すべき関係図書」
- ②リブロックの提出添付書類の数
- ③DINSの提出添付書類の数が違っているとの説明。

そこで、教えて欲しいのは次の書類の中身です。

1. 「申請書に添付すべき関係図書」のそれぞれの図書の名称。
2. リブロックが提出した添付図書のそれぞれの名称
3. DINSが提出した添付図書のそれぞれの名称

会議での確認漏れです。教えてください。

②吉岡議員 様

塩谷建設課長質問 (8/12)

別添のとおり回答しますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月12日

安平町議会議員 吉岡 政昭 様

安平町建設課
課長 塩谷 慎嗣

令和3年8月10日に請求があった「申請書に添付すべき関係図書」関係について(回答)

このことについて、令和3年7月21日に開催された全員協議会にて報告させていただいた「(株)DINS北海

道との河川占用協議に関する経過」以外に提供できる情報はございません。また、情報提供依頼がありました「①「申請書に添付すべき関係図書」のそれぞれの図書の名称」

「②リブロックが提出した添付図書のそれぞれの名称」及び
「③DINSが提出した添付図書のそれぞれの名称」については、安平町情報公開条例第7条第5号及び第7号に基づき情報の開示はできませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします

③塩谷課長様

吉岡再依頼 (8/12)

回答を受け取りました。しかし、一部、条例の対象外の図書(書類)まで含まれていますので、改めて対象外の開示を求めます。私が求めた書類は次のものです。

1. 「申請書に添付すべき関係図書」のそれぞれの図書の名称。
2. リブロックが提出した添付図書のそれぞれの名称
3. DINSが提出した添付図書のそれぞれの名称

1番目は、条例に従った申請書類の関係図書であるはずですが、どの企業にも求められるはずの図書のです。従って、非開示の対象ではないのではありませんか？

2番目は、リブロックは、すでに撤退した企業ではありませんか？ この情報だけでは、「意志決定に著しい支障が出る」とは、考えられません。DINSと比較して意味があるデータです。非開示の理由としては、納得出来ません。改めて、開示を求めます。

3点目は、DINSの非開示は了解しました。

(吉岡)

④吉岡議員 様

塩谷建設課長 (8/13)

議会に対して提供できる情報はすでに説明済みです。
「今後進展がありましたら行政報告などで報告します」と説明しています。
このことから情報提供依頼があっても提供しないことをご理解願います。

逆に「図書の名称」を知ってどうなさるおつもりでしょうか？
町が条例違反しているのでしょうか？

何に対して問題になっているのでしょうか？
「ただ知りたいだけ」という理由なら、今後はお止めください。

⑤塩谷課長 様

吉岡 (8/13)

おはようございます。返信を読みました。
あいも変わらずの「挑発的な言辞」を含む文章に、引っかからないようにと私なりに努力をしているところです。

ただ、今回は、聞き流しの出来ない本質的な問題を含んでいると思いましたので、その範囲の指摘をしておきます。

まず、お聞きしますが、次の言葉をご存じですか？

由(よ)らしむべし知(し)らしむべからず

この言葉は戦前の日本社会の多くで言われた言葉だそうです。
意味は、ネットのものを使うことにします。

《論語》 人民を為政者の施政に従わせることはできるが、
その道理を理解させることはむずかしい。
転じて、為政者は人民を施政に従わせればよいので

あり、その道理を人民にわからせる必要はない。

塩谷さんのメール文を読んでしばしば感じるのは、この
「由(よ)らしむべし知(し)らしむべからず」の言葉です。

塩谷さんは、今回の返信で次のように書いてますね。
●提供できる情報はすでに説明済みです。
●このことから情報提供依頼があっても提供しない。
●「図書の名称」を知ってどうなさるおつもりでしょうか？
●「ただ知りたいだけ」という理由なら、今後はお止めください。

今回は次の3つの文書の提供を求めました。

1. 「申請書に添付すべき関係図書」のそれぞれの図書の名称。
2. リブブロックが提出した添付図書のそれぞれの名称
3. DINSが提出した添付図書のそれぞれの名称

しかし、情報公開条例第7条第5号、第7号を理由に提供を拒否されました。

私は、1番目と2番目は、情報公開条例第7条第5号、第7号に該当しないのではないかと主張し、1番目と2番目の開示を改めて求めたのが、今回の経過です。

それに対する塩谷さんの回答は、

- 「図書の名称」を知ってどうなさるおつもりでしょうか？
- 「ただ知りたいだけ」という理由なら、今後はお止めください。・・・等々。

なぜ、塩谷さんがそこまでの（そのレベルの）意識なのか。
それは、塩谷さん個人の資質と言うよりも、これまで

塩谷さんを指導してきた上司達の責任とも言えますが、今、頭に浮かぶのは、「情報は、出来るだけ出させよう だとする議員側と出せないようにする側とのせめぎ合い だ」と述べた**ある副町長の言葉**です。

情報は「町民の共有財産」です。

この思想、認識が根本的に欠けているのです。

多くの識者が言うように、「**情報開示は行政側の説明責任** **なのだ**」**と言う認識を持っていたら**、(以下の)

- 提供できる情報はすでに説明済みです。
- このことから情報提供依頼があっても提供しない。
- 「**図書の名称**」を知ってどうなさるおつもりでしょうか？
- 「**ただ知りたいだけ**」という理由なら、今後はお止めください。

等々の発言を発することはないでしょう。

今までだって、塩谷さんの関係で言えば、①追分旭における牟田氏との建設発生土投棄場所が承諾書で指示した場所と違った場所を役場が指示していたことが明らかになりました。

これだって、情報公開によって明らかになりました。

(これは今なお未解決です。)

また、追分旭の汚泥の中から、下のものが上と交ざったと言いついても、追分旭の土地に捨てられた下の土の中から重金属が出てきた、という点では同じこと。

おまけに、(つい最近、役場)職員の中から逮捕者が出ているのですよ。

あらゆる機会に「情報公開を通して説明責任を果たしていく」という姿勢が強く求められていると思うのですが、塩谷さんは、そう思いませんか？(吉岡)

⑥吉岡議員 様

塩谷建設課長 (8/13)

吉岡議員に質問です。

「**図書の名称**」から何が分かるのでしょうか？具体的に教えてください。

安平町普通河川管理条例に違反しているかどうかを知りたいのでしょうか？

⑦塩谷建設課長 様

吉岡の回答 (8/13)

私にとって、「**苦手な(受ける)説明**」があります。それが、塩谷さんと村山さんから発せられました。まずは塩谷さん。「**ブロックとの協議に比べ4分の1程度しか添付されておらず・・・**」それに村山さん。「**法律的にクリアした 50%~60%**」

もちろん、とりあえず、そういう表現しか出来ない状況もあります。しかし、それは、時期を見て「**いくつ中のいくつ**」と説明されるべきことで、あくまでも一時避難的なことと理解しております。

しかし、塩谷さんは、口頭でも、8月3日の赤文字のメールでも、**重要なのは「一部か全部か」であり、「4分の1」という「質量」は、感覚的(主観的)であって特に重要ではない**、と言っていますが、私には大きな点であり、この件に関する認識に大きなズレを感じます。

因みに、ここは「**質量**」ではなく、単に「**量**」のことと思いますが、(質量の**は**意味が違う)

今回の私のこだわりのスタートは、「**そもそも、申請に必要な書類の総数はいくつなのか**」であり、そのうち、「**必須な書類はどれでいくつなのか。それがなぜ揃わないのか**」という疑問です。

そうしたことを確認しながら、一步一步、疑問を解決していく

ことが私の調査です。

今までも、単純な疑問を明らかにする過程で大きな発見にぶち当たることもありました。が、スタートは、必ずしも全てが、「疑い」から始まるものではありません。単純な「おかしいな、どうしてだろう？」ということから始まります。

いずれにせよ、塩谷さんが心配するように「想像で無理矢理結びつけること」はありませんので「おやめ下さい」は、不必要な要求と言うべきことです。。

この一連の私の「説明」は、塩谷さんの次の質問に対して行なったものですが、本来、不必要な「説明」だったと思っていることだけは、申し上げておきます。加えて、せっかくの質問ですから、一応、回答はしておきます。

● 「図書の名称」から何が分かるのでしょうか？具体的に教えてください。

◎（回答）何がわかるか、現時点では、何も言えません。理由は説明のとおりです。

● 安平町普通河川管理条例に違反しているかどうかを知りたいのでしょうか？

◎（回答）それもわかりません。いま抱いている「疑問」の解決の結果、言えることです。

⑧ 吉岡議員 様

塩谷課長（8/16）

問題はそこだと思います。

「そこ」とは、吉岡議員の「知りたいから」という欲求です。例えば議会の一般質問などでD I N S 北海道に対し「許可した」あるいは「不許可とした」という事案に対して「何故許可したのか理由を述べよ」とか「何故不許可としたのか具体的に説明せよ」または「そのやり方は法令や条例に違反しているのではないか？」という疑問や質問であれば明確な根拠を示しお答えすべき内容だと思います。

町としては議会に対して「しかるべき時にご説明させていただきます。」と明言しています。

昔と違って行政が秘密裏に何かをすることがないように「情報公開」という一定ルールのある法律や条例があります。当然正式な手続きを踏まえたならば、ほぼ公開することになるでしょう。

しかし、すべての情報を公開するというのではなく、意思形成過程のものは「情報を出すことによって個人の生命や財産が守られなくなる」のほか「今情報を出すことができない」や「今情報を出すべきではない」ということもあるということです。

行政であっても誤ったことをする場合もあるとは思いますが、私としてはそのようなことがないように慎重に判断したいと考えています。ベストな判断をするためには時間が必要です。現状、仕事をするための時間が足りません。

議員がお知りになりたい内容についても後々出てくると思いますが、

それまでお待ちくださいというのが町からのお願いです。

⑨塩谷課長様

吉岡（8／16）

おはようございます。

とりあえず、戦線を拡大しないで、スタートの戻って考えてみて下さい。

最初に情報開示を求めたのは、8月10日で内容は7月21日の全員協議会で説明のあった3つです。（確認して下さい）

それに対して8／12のPDFの塩谷さんの回答で、情報公開条例第7条第5号と第7号を根拠に、開示を拒否しました。

そこで私は、要請した3つのうち1つ「3点目は、DINSの非開示は了解しました。」と返答しております。しかし、あとの2つについては、情報公開条例第7条第5号と第7号に該当しないのではないかとその理由を述べ、再度、開示を求めたのです。

それに対する塩谷さんの回答は、私の疑問・意見に対するものではなく、一方的な非難と要求でした。

この時、塩谷さんがなすべきことは、1点目も2点目もなぜ、情報公開条例に反するのか、その説明をしなければならない場面だったのです。

しかし、塩谷さんは、流利的に必要なその対応をせずに、ある意味、常識を越えた見当外れの対応をしました。

（塩谷課長回答）

議会に対して提供できる情報はすでに説明済みです。

「今後進展がありましたら行政報告などで報告します」と説明しています。

このことから情報提供依頼があっても提供しないことをご理解願います。

逆に「図書の名称」を知ってどうなさるおつもりでしょうか？

町が条例違反しているのでしょうか？

何に対して問題になっているのでしょうか？

「ただ知りたいだけ」という理由なら、今後はお止めください。

などの回答でした。

塩谷さんは、必要な説明をせずに「図書の名称」を知ってどうなさるおつもりでしょうか？とか、何に対して問題になっているのでしょうか？

か？

「ただ知りたいだけ」という理由なら、今後はお止めください。

などなどの非常識な且つ「**質疑の流れを崩す**」回答。

「知ってどうするのか」と、「ただ知りたいだけという理由なら、今後はお止めください」などは前代未聞の時代錯誤の回答です。

念のために申し上げておきますが、「生殺与奪の権限」は、町長始めあなた方にはないのですよ。

「由(よ)らしむべし知(し)らしむべからず」の思想そのものの対応ではありませんか。ただただ、驚いております。

先ほど触れた「PDF回答」に対する私の塩谷さん宛のメールです。確認して下さい。

回答を受け取りました。

しかし、一部、条例の対象外の図書（書類）まで含まれていますので、改めて、対象外の開示を求めます。

私が求めた書類は次のものです。

- 1.「申請書に添付すべき関係図書」のそれぞれの図書の名称。
- 2.リブロックが提出した添付図書のそれぞれの名称
- 3.DINSが提出した添付図書のそれぞれの名称

1 番目は、条例に従った申請書類の関係図書であるはずですが、どの企業にも求められるはずの図書のです。従って、非開示の対象ではないのではありませんか？

2 番目は、リブロックは、すでに撤退した企業ではありませんか？ この情報だけでは、「意志決定に著しい支障が出る」とは、考えられません。DINSと比較して意味があるデータです。非開示の理由としては、納得出来ません。改めて、開示を求めます。

3 点目は、DINSの非開示は了解しました。

（吉岡）

⑩吉岡議員 様

塩谷課長 (8/16)

吉岡議員のメールを引用します。

1つ目は、

「そこで、教えて欲しいのは次の書類の中身です。

1. 「申請書に添付すべき関係図書」のそれぞれの図書の名称。
2. リブロックが提出した添付図書のそれぞれの名称
3. DINSが提出した添付図書のそれぞれの名称」

2つ目は、

「そこで私は、要請した3つのうち1つ「3点目は、DINSの非開示は了解しました。」と返答しております。

しかし、あとの2つについては、情報公開条例第7条第5号と第7号に該当しないのではないかとその理由を述べ再度、開示を求めたのです。」

3点目のDINSの非開示は了解したと言いながら、「1.申請書に添付すべき関係図書」のそれぞれの図書の名称」と「2.リブロックが提出した添付図書のそれぞれの名称」を開示すると「3. DINSが提出した添付図書のそれぞれの名称」が、おおよそ分かるのではないのでしょうか？
そもそも「全部か一部か」とお伝えしています。

次に、

- 「図書の名称」から何が分かるのでしょうか？具体的に教えてください。
 - ◎ (回答) 何がわかるか、現時点では、何も言えません。理由は説明のとおりです。
- 安平町普通河川管理条例に違反しているかどうかを知りたいのでしょうか？
 - ◎ (回答) それもわかりません。いま抱えている「疑問」の解決の結果、言えることです。
「何がわかるか、現時点では、何も言えません。」

「それもわかりません。いま抱えている「疑問」の解決の結果、言えることです。」

こういうことをお止めくださいと言っているのです。我々に仕事をさせてください。

⑪塩谷課長様

吉岡 (8/16)

まず、最初に申し上げておきますが、アンフェアな独りよがりな言いがかりをつけないで下さい。

塩谷さんが言う「我々に仕事をさせてください」の「我々」って誰のことですか？

塩谷さん以外のも「迷惑を受けている職員がいるぞ」って言いたいのですか？

なぜ、急に「被害者然とした仲間を増やして」自分を被害者に仕立て上げ、私に見当外れの攻撃をし自分を正当化するのですか？

突き詰めて言えば、こうした問題に対応するのも、あなたの仕事ではありませんか？

仕事以外の問題であなたに指摘したり要求はしておりません。

念のために言っておきますが、塩谷さんとこうしたやりとりをするのに、私も予定以外に時間を取られているのですよ。

暇で、あなたに付き合っているのではないのですよ。

今日の午前中には終わらせる予定の「仕事」も先延ばしになりました。また、私は資料集めをしたり、疑問点を整理したり、人と会ったり考えたりして、問題点をはっきりさせたりして、議会に臨みます。

その過程で必要な質問・照会を担当課にします。

それをあなたが、やめろと言ったのと、ほとんど同じなのです。

少なくとも、私はただ座っているだけの、質問もしない意見も言わない、疑問すら持たない、調査もしない（出来ない）役場の意見と提案にただただ賛成だけして、報酬だけを受け取り、あわよくば、役職だけをほしがってほしいと思われる議員とは私は違うのです。

役場と個人的利害関係のある議員の中には、役場の説明員が、追求されていると、追従笑い（おべっかい笑い）をする議員の姿を録画で見ることがありますが、私はそうした議員ではありません。

率直に言って、塩谷さんの私の質問に対する対応に、私も、正直、迷惑しているのです。

理由は、かみ合った正確な回答を受け取れないからです。

今回の件で言えば、私の情報公開に関する指摘に対しては、

「1, 申請書に添付すべき関係図書」のそれぞれの図書の名称」と「2リブロックが提出した添付図書のそれぞれの名称」を開示すると

「3, DINSが提出した添付図書のそれぞれの名称」がおおよそ分かるのではないのでしょうか？ **と、答えるだけで良かったのです。**（これは、塩谷さんが⑩でのべたことです**が、本当は④で述べるべきことでした。**）

もちろん、その回答は予想の範囲でしたから、それには、別な問いかけも用意していました。

しかし、塩谷さんは、そうした回答をせずに、

- ①逆に「図書の名称」を知ってどうなさるおつもりでしょうか？
- ②町が条例違反しているのでしょうか？
- ③何に対して問題になっているのでしょうか？
- ④「ただ知りたいだけ」という理由なら、今後はお止めください。

しかも、今回は、「我々に仕事をさせてください。」とまで言いました。

私は、13日のメールで塩谷さんの質問に答えるときに「せっかくの質問だから」と言って答えたわけですが、その時、「この一連の私の「説明」は、塩谷さんの次の質問に対して行なったものですが、本来、不必要な「説明」だったと思っていることだけは、申し上げておきます。」と、書きました。

だから、

- 「図書の名称」から何が分かるのでしょうか？具体的に教えてください。
 - 安平町普通河川管理条例に違反しているかどうかを知りたいのでしょうか？
- には、本来、答える必要はなかったのです。

それと、私の「回答」に「問題はそこだと思います。「そこ」とは、吉岡議員の「知りたいから」という欲求です。

と、ありました。

私の「知りたい」という問題意識による「欲求」を否定しました。正直、私が塩谷さんに失望したのは、この下りです。

考えてもみて下さい。

議員から（一般町民に対してもそうですが）「質問を受けた役場職員」が、

- ①〇〇を知ってどうなさるおつもりでしょうか？
- ②町が条例違反しているのでしょうか？
- ③何に対して問題になっているのでしょうか？
- ④「ただ知りたいだけ」という理由なら、今後はお止めください。

しかも、今回は、「我々に仕事をさせてください。」とまで言いました。

私は、13日のメールで塩谷さんの質問に答えるときに「せっかくの質問だから」と言って答えたわけですが、その時、「この一連の私の「説明」は、塩谷さんの次の質問に対して行なったものですが、本来、不必要な「説明」だったと思っていることだけは、申し上げておきます。」と、書きました。

だから、

- 「図書の名称」から何が分かるのでしょうか？具体的に教えてください。
 - 安平町普通河川管理条例に違反しているかどうかを知りたいのでしょうか？
- には、本来、答える必要はなかったのです。

それと、私の「回答」に「問題はそこだと思います。」
「そこ」とは、吉岡議員の「知りたいから」という欲求です。
と、ありました。

私の「知りたい」という問題意識による「欲求」を否定しました。
正直、私が塩谷さんに失望したのは、この下りです。

考えてもみて下さい。

議員から（一般町民に対してもそうですが、）「質問を受けた役場職員」が、

- ①〇〇を知ってどうなさるおつもりでしょうか？
- ②町が条例違反しているのでしょうか？
- ③何に対して問題になっているのでしょうか？
- ④「ただ知りたいだけ」という理由なら、今後はお止めください。

こんな質問を發する非常識さに気づいて欲しいです。

こんな課長、寡聞にして聞いたことがありません。

だから、こちらが行なっている質問の意味や目的を、本来、役場の担当課長にいちいち説明する必要はありません。
場合によっては、「手の内」を見せることになるからです。

しかし、私はあなたの知性を信じて、「調べる」とはどういうことか、
事実に辿り着くプロセスを漠然と浮かんだ疑問、それが「知りたい」として資料を求めることの大事さを理解してもらえと思ったからです。
しかし、それ自体が、無駄であったようです。

思い出してみして下さい。

追分旭の牟田氏の原土地に何台のトラックで運ばれたとか、承諾書に指示された場所でない番地に全ての建設発生土が捨てられ、そこから産業廃棄物が出てきて、それが、最終的に税金を使って賠償金を払ったとか、それらは、「おかしいな」という疑問からの始まっての調査です。
塩谷さんが求めたような、わかっていることだけの質問などは、私にとって、ほとんど魅力はありません。

なお、この件に関して、塩谷さんには回答を求めませんので、これで打ち切ります。